

福井県工事請負契約約款 新旧対照表

改正後 (H29.1.1～)	現 行
<p>第1条～第45条 【省略】</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないとき、または工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>イ～キ 【省略】</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があっ</p>	<p>第1条～第45条 【省略】</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないとき、または工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>イ～キ 【省略】</p> <p><u>2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があっ</p>

たとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条および前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第47の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条または第46条の2の規定によりこの契約が解除された場合  
(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人  
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人  
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第46条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

たとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項および前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第48条 【省略】

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金または中間前払金の額(第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金または中間前払金の額を控除した額)を、第50条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金または中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金または中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第47条第1項または前条第1項の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えて

#### 第48条 【省略】

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金または中間前払金の額(第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金または中間前払金の額を控除した額)を、第50条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金または中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第46条第1項または第46条の2第1項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金または中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第47条第1項または前条第1項の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えて

<p>その損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有しまたは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段および第5項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第47条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。</p> <p>9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第50条 受注者は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>(1) 第46条の2第1号に該当する場合であって、排除措置命令または納付命令の対象となる行為が、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 受注者は、第46条の2第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>(1) 第46条の2第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。</p> <p>(2) 第46条の2第2号に規定する刑に係る確定</p>	<p>その損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有しまたは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段および第5項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条第1項または第46条の2第1項の規定によるときは発注者が定め、第47条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。</p> <p>9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第50条 受注者は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>(1) 第46条の2第1項第1号に該当する場合であって、排除措置命令または納付命令の対象となる行為が、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 受注者は、第46条の2第1項第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>(1) 第46条の2第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。</p> <p>(2) 第46条の2第1項第2号に規定する刑に係る</p>
---	--

<p>判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>(3) 受注者が発注者に福井県工事入札心得第10の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき年5パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p><b>第51条～第54条 【省略】</b></p>	<p>る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>(3) 受注者が発注者に福井県工事入札心得第10の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき年5パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p><b>第51条～第54条 【省略】</b></p>
--	---